

議会運営委員会の概要

1 6月定例会の招集見通しについて

- ・総務部長から、6月定例会について、6月2日（木）に招集したい旨の説明があり、了承された。

2 6月定例会の会期と日程（見込み）について

- ・議事調査課長から、資料「令和4年山形県議会6月定例会日程（見込み）」により、6月定例会の会期は、6月2日（木）から21日（火）までの20日間となる見込みである旨の説明があり、了承された。

3 その他

（1）執行部からの報告事項について

① 公立学校教職員の懲戒処分について

- ・教育長から、資料「公立学校教職員の懲戒処分について」により報告があった。

（2）その他

【発言概要、質疑等】

（五十嵐委員）本会議等での質問に対する答弁を準備するため、県庁職員が時間外も対応をしている。職員の働き方改革の観点から、職員の負担にならないよう対応を検討してほしい。

（金澤委員）本日の議会運営委員会の開会は午前10時のはずだが、やっと今開会した。本日の委員会に直接関係のない協議等で遅れたのであれば、今後は委員会がスムーズに開会されるよう配慮してほしい。

（木村委員）ゴールデンウィーク中に山形駅や山形・庄内空港で抗原検査（キット配布）を実施したが、県民から良い取り組みだったとの意見を聞いている。今後、夏休み期間中などの人が動く時期に、山形駅以外の主要駅でも実施してほしい。

4 次回議運開催日時

5月27日（金）午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年5月10日（火）

午 前 10 時

- 1 6月定例会の招集見通しについて
- 2 6月定例会の会期と日程（見込み）について
- 3 その他
- 4 次回議運開催日時
5月27日（金）午前10時

令和4年 山形県議会 6月定例会日程（見込み）

会期：6月2日（木）～21日（火）〔20日間〕

〔令和4年5月10日現在〕

月	日	曜	議 会 日 程	開 始 時 刻	会 場
6月	2日	木	会派協議会 ※	午前9時30分	議長応接室
			議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室
			本会議 (開会、議案上程、知事説明)	議会運営委員会終了後	議場
			議案説明会	本会議終了後	予算特別委員会室
3日	金	(議案調査日)	—	—	
4日	土	(休日)	—	—	
5日	日	(休日)	—	—	
6日	月	会派協議会 ※	午前9時30分	議長応接室	
		議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室	
7日	火	本会議 (代表質問)	午前10時	議場	
8日	水	本会議 (一般質問)	午前10時	議場	
9日	木	(議案調査日)	—	—	
10日	金	予算特別委員会	午前10時	予算特別委員会室	
11日	土	(休日)	—	—	
12日	日	(休日)	—	—	
13日	月	予算特別委員会	午前10時	予算特別委員会室	
14日	火	予算特別委員会	午前10時	予算特別委員会室	
15日	水	会派協議会 ※	午前9時30分	議長応接室	
		議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室	
		本会議 (予算特別委員長報告、議案・請願各常任委員会付託)	議会運営委員会終了後	議場	
		各常任委員会における意見調整 ※	本会議終了後	各委員会室	
16日	木	総務常任委員会	午前10時	第1委員会室	
		文教公安常任委員会		第2委員会室	
		厚生環境常任委員会		第6委員会室	
		農林水産常任委員会		第5委員会室	
		商工労働観光常任委員会		第4委員会室	
		建設常任委員会		第3委員会室	
17日	金	総務常任委員会	午前10時	第1委員会室	
		文教公安常任委員会		第2委員会室	
		厚生環境常任委員会		第6委員会室	
		農林水産常任委員会		第5委員会室	
		商工労働観光常任委員会		第4委員会室	
		建設常任委員会		第3委員会室	
18日	土	(休日)	—	—	
19日	日	(休日)	—	—	
20日	月	まちづくり・交通インフラ対策特別委員会	午前10時	第1委員会室	
		生涯健康・子ども支援対策特別委員会		第6委員会室	
		デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会		第2委員会室	
21日	火	会派協議会 ※	午前9時30分	議長応接室	
		議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室	
		本会議 (各常任委員長報告、採決、閉会)	議会運営委員会終了後	議場	

注1) ※の会議等は非公開となります。

注2) 上記日程は令和4年5月10日現在のものであり、日程の追加や変更がなされる場合がありますので十分ご留意願います。

公立学校教職員の懲戒処分について

1 被処分者

村山市立中学校 教諭 原田 隆幸（はらだ たかゆき） 46歳 男

2 事案の概要

令和4年3月22日（火）、職場の送別会として天童市内で飲酒を伴う会食をした。会終了後、代行運転で山形駅前まで行った後、自ら車を運転し、翌23日（水）午前0時過ぎ、市内を警戒中だったパトカーに止められ、酒気帯び運転で逮捕された。

3 処分内容

免職

4 処分年月日

令和4年4月21日

5 本事案を受けた対応

令和4年4月21日付で「飲酒運転の撲滅について」の通知を県内全公立学校に発出し、各学校長に対し、「不祥事による影響や防止のための具体的な取り組み等を示した冊子」を活用して、飲酒運転が与える影響について、教職員一人一人が自分事として捉える機会を設ける等により指導を徹底することについて、改めて指示・要請した。